

住宅の修繕や補修などを支援します！

住宅リフォーム支援事業の

お知らせ



市の地域経済の活性化や居住環境の向上を促進するために、市民の方が市内施工業者による住宅リフォーム工事を行う場合に工事費用を一部補助します。

募集件数 20件

申込多数の場合は抽選となります。

補助金額

補助対象経費の20%（消費税を除く）で、最高20万円を補助します。



申込要件

- 次の要件をすべて満たすこと。
- 後述の補助対象施工業者が行う工事であること
- 補助金交付決定後に着手し、平成25年2月15日(金)までに工事が完了かつ工事の支払を終える工事であること

申込方法

ご希望の方は、市住宅課（市役所2階）にて配布している事前申込書に必要事項を記入し添付書類を揃えて、市住宅課までお申し込みください。

【受付期間】 6月25日(月)まで

（土曜・日曜を除く）

【受付時間】 午前8時30分から

午後5時15分まで

補助対象

- ◎補助対象者
次の要件をすべて満たすこと。
 - 小松島市に住民登録または外国人登録をしている方
 - 市内に1年以上在住し、現に居住している方
- ・市税の滞納がない方

◎補助対象施工業者

- ・市内に本社・本店を有する施工業者または市内に住所を有する個人の施工業者
- ◎補助対象住宅
・補助対象者が居住し、かつ所有または所有するとみなされる市内に在する住宅

※市で実施している同様の補助制度と重複する場合、受付できない場合があります。

補助対象となる主な工事

- ・工事費用が30万円以上（消費税を除く）で、左記条件に該当する工事であること。
- ・修繕、補修、模様替え、増築（10㎡以内）の工事
- ・耐久性を高める工事
- ・安全上または防災上必要な工事
- ・居住性を良好にするための工事
- ・衛生上必要な工事
- ・その他（建物と一体となる家具工事など）

補助対象とならない主な工事

- ・新築、増築工事（10㎡を超える）またはそれに伴う工事など
- ・外構工事
- ・家電製品や家具などの備品購入
- ・解体工事（部分的なものを除く）
- ・市の他の補助金事業と重複する工事部分
- ・その他（リフォームとみなせないもの）

【お問い合わせ先】

市住宅課（市役所2階）

TEL 32・2120
FAX 32・7800